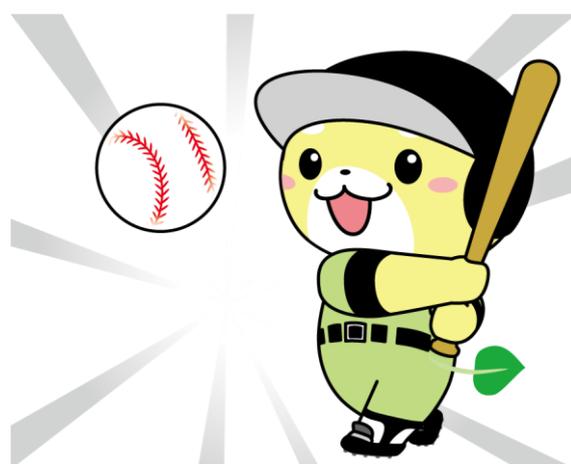


坂戸市立中学校の部活動方針



平成30年8月

坂戸市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、興味・関心を同じくする生徒の自主的・自発的な参加による取組として、顧問の教師や保護者、地域の方に支えられながら実施され、生徒の自主性や責任感、協調性、自己肯定感などを養ってきた。

一方で、過度な練習による生徒の肉体的、精神的な負荷の増大や、顧問を務める教師の多忙化などの課題が顕在化しており、学校における部活動の運営体制を見直す必要性が指摘されている。

そこで、平成30年3月、スポーツ庁は「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を定め、都道府県及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者が定める方針の基準を示した。また、国のガイドラインに則り、平成30年7月に埼玉県教育委員会は「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県方針」という。）を策定し、市町村教育委員会や各学校の作成する方針のモデルを示すとともに、保護者に向けたリーフレット等を提示した。

これらを受け、本市では「坂戸市立中学校の部活動方針」（以下、「市方針」という。）を策定し、各中学校において校長のリーダーシップの下、適正かつ持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。

I 部活動の意義と位置付け

1 部活動の意義

部活動は、スポーツ、文化及び科学等の活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問教師の指導の下、学校教育の一環として取り組まれてきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びとして教育的意義の大きいものである。

しかし、社会・経済の変化等により、学校だけでは解決することができない問題が増え、さらに少子化が進展する中、これまでのような部活動の運営体制の維持は困難になってきている。

そこで、生徒が生涯にわたって豊かな運動・スポーツ活動や文化的活動に触れ、各自のニーズに応じた豊かな活動を持続可能なものとするための機会として、部活動の在り方について見直しを図る必要がある。

2 部活動の位置づけ

【中学校学習指導要領 第1章 総則 第5-1(ウ)】

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

II 方針の策定と公表

1 坂戸市における部活動の活動方針について

(1) 方針策定の趣旨

市方針の基本的な考え方は、国のガイドライン並びに県方針に則ったものであり、運動部と文化部のすべての部活動を対象として策定する。

(2) 適切な運営を支援する体制の整備

市教育委員会は、校長の求めに応じて、部活動指導員並びにクラブサポーター・ボランティアスタッフを学校へ派遣し、生徒への指導内容の充実及び安全の確保を図るとともに、教職員の負担軽減に努める。

(3) 適切な指導の実施

校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たり、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に、夏季の活動時において高温注意情報が発表されているような場合は、生徒の健康被害が心配されることから、活動時間の設定を工夫するとともに、休憩時間や適切な休憩場所の確保等について、十分に配慮する。

また、市教育委員会、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、支援及び指導・是正を行うとともに、部活動指導員等に対し必要な研修を実施する。

2 坂戸市立中学校における活動方針について

(1) 学校における活動方針の策定

校長は、国のガイドライン、県方針及び市方針をもとに、各学校における部活動に係る活動方針を策定し、公表する。

(2) 活動計画の作成と公表

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、所属する生徒・保護者に示す。

(3) 各部の活動内容の把握と指導・是正

校長は、毎月の活動計画等により各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

Ⅲ 適切な活動時間・休養日等の設定

1 部活動の活動時間について

(1) 学期中の平日における活動時間

平日の活動時間は、1日2時間程度とする。また、各学校で定める部活動終了時刻を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

(2) 休業日（学期中の週休日等を含む）の活動時間

長期休業期間を含む学校の休業日は、1日3時間程度とし、原則として午前中または午後の活動とする。

(3) その他

上記の活動時間に、活動のための準備、片付け、会場整備等の時間は含めない。

いずれの場合も、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

2 休養日の設定について

(1) 学期中における休養日

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けることとし、平日に1日及び週末（土曜日・日曜日）に1日以上 of 休養日を設ける。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

(2) 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日の設定は、原則として学期中に準じた扱いを行うこととし、夏季休業日及び冬季休業日には、少なくとも5日間以上の連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。

なお、原則として学校閉庁日には部活動は行わないものとする。

3 大会・コンクール等への参加について

中学校体育連盟が主催する運動部の大会や、埼玉県吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール等が計画されている場合には、その大会等の2週間前より、例外として、週末に休養日を設けずに活動することができる。ただし、生徒の健康面等を考慮し、その大会等終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。

なお、該当する大会等は、「Ⅳ-1 公式の大会・コンクールについて」に示すとおりとする。

IV 参加する大会・コンクール等

1 公式の大会・コンクールについて

(1) 運動部における公式の大会

- ・学校総合体育大会（入間北部、地区、県、関東、全国）
- ・新人体育大会（入間北部、地区、県）
- ・坂戸市内大会（坂戸市中学校体育連盟が主催のものに限る）
- ・通信陸上大会（陸上部）
- ・駅伝競走大会（地区、県、関東、全国）

(2) 文化部（吹奏楽部）における公式の大会

- ・埼玉県吹奏楽コンクール（地区、県、西関東、東日本、全国）
- ・埼玉県アンサンブルコンテスト（地区、県、西関東、全国）
- ・西部支部吹奏楽研究発表会

2 準公式の大会等について

昨今、各部活動単位で参加する大会等が増えており、生徒や引率する顧問の過度な負担が心配されることから、参加する大会やコンクールについては見直す必要がある。

よって、学校総合体育大会や新人戦のいわゆるシード決め大会や、入間北部地区の1年生大会等は練習試合の扱いとし、上記の公式の大会・コンクール以外に、準公式の大会等は認めない。

3 複数校で行う合同練習や練習試合について

複数校が参加して行う練習試合や遠征して参加する練習試合については、午前午後を通しての参加もやむを得ない。ただし、生徒の健康面等を考慮し、1日を通して活動した日の翌週に休養日を振り替えるなど、適切に対応する。

おわりに

中学校における部活動は、生徒の自主性や責任感、協調性などを養うとともに、進路指導の際にも選考の資料とされていることなどから、今後も持続可能な運営体制を整えていく必要がある。

坂戸市教育委員会は、顧問を務める教師の負担軽減を踏まえ、引き続き部活動改革の取組を進めるとともに、地域全体で学校の部活動を支え、または部活動に代わって生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会を確保・充実させることができるよう方策を検討していく。

【 附 則 】

- ・坂戸市立中学校においては、平成30年度中に各学校における部活動に係る活動方針を策定することとし、併せて生徒・保護者に公表する。